

広島県告示第八百八十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年八月二十七日

広島県知事 横 田 美 香

一 区域

世羅郡世羅町

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実 施 期 日	器 物 受 付 時 間	実 施 場 所
令和八年一〇月二七日	午前一〇時三〇分〜午後二時三〇分	世羅町役場せらにし支所
令和八年一〇月二八日	午前一〇時三〇分〜午後二時三〇分	尾道市農業協同組合世羅支店
令和八年一〇月二九日	午前一〇時三〇分〜午後二時三〇分	尾道市農業協同組合世羅支店
令和八年一〇月三〇日	午前一〇時三〇分〜午後二時三〇分	世羅町甲山農村環境改善センタ

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
令和八年一〇月二七日〜令和九年三月三二日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会